福岡市公正入札監視委員会設置要綱

（平成13年７月24日助役決裁）

改正　平成16年５月28日　平成25年11月14日　平成27年２月26日　平成29年７月３日
　　　令和３年５月27日　令和８年１月９日

（趣旨）

第１条　この要綱は、福岡市契約事務取扱規程第６条の２、福岡市水道局契約事務取扱要綱第６条の２及び福岡市交通局契約事務取扱要綱第７条の規定に基づき設置する福岡市公正入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、会議、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1)　入札及び契約の公正を確保するため、入札及び契約の事務の処理状況等の報告を受け、点検を行うこと。

(2)　特定調達契約に係る苦情への対応に関すること。

(3)　入札及び契約の過程に係る再苦情処理に関すること。

(4)　談合等不正行為に係る情報への対応に関すること。

(5)　前各号に掲げる事務のほか、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が必要と認める事項について審議を行うこと

２　前項第１号から第４号までに掲げる事務の具体的内容については、別に定める。

（委員会の委員、任期等）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、人格が高潔で、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者等のうちから、福岡市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

５　委員は、再任されることがある。

６　委員は、非常勤とする。

７　委員の氏名及び職業は公表するものとする。

８　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。
３　会議の議案は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、財政局財政部契約監理課、水道局総務部契約課及び交通局総務部総務課において処理する。

（報償）
第７条　委員会に出席した委員には、福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により附属機関の委員長又は委員に支給される額に準じた額を報償として支払うものとする。

（細目）
第８条　この要綱に定めるもの及び第２条第２項の規定により別に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成13年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年５年28日から施行する。

附　則

（改正日）
１　この要綱は、平成25年11月14日から施行する。
（経過措置）
２　第３条第１項の改正に伴って委嘱される委員の任期は、第３条第３項の規定にかかわらず、平成 27 年 7 月 31 日までとする。

附　則

この要綱は、平成 27 年２月 26 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年７月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年５月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１月９日から施行する。